

《学年制による定時制の課程》

I 一般選抜

第1 募集定員及び選抜枠

1 募集定員

各高等学校の学科（科）（付属資料2参照）ごとの募集定員は、別に公示する。

2 選抜枠

一般選抜の中に、選抜方法の異なる2つの選抜枠として、学校裁量枠及び共通枠を置く。

第2 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員

1 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等

学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合（募集定員に占める合格者の割合）は、各高等学校の意向を踏まえて、県教育委員会が定める（付属資料3参照）。

なお、学校裁量枠の選抜割合は、原則として50%を上限とし、複数の選抜方法を用いる場合には、選抜方法ごとに選抜割合を示した選抜段階を定める。その際、各選抜段階における選抜対象者は、一般選抜受検者全員（「中学校における学習」を除く。）とすることも、希望者とすることもできる。

2 共通枠定員

募集定員から学校裁量枠の選抜における合格者数を除いた人数とする。

第3 志願方法

1 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校・学科（科）及び通学区域等

(1) 学校・学科（科）

ア 志願者は、1 学校の 1 学科（科）についてのみ志願することができる（付属資料 2 参照）。

イ 志願者は、他の課程を併願することはできない。

(2) 学校裁量枠

志願者は、学校裁量枠において希望者を対象とする選抜段階を設定する学校・学科（科）に志願する場合、希望者を対象とする選抜段階の 1 つにのみ志願することができる。ただし、「中学校における学習」を含んで、選抜段階が 2 以上ある学校に志願する場合は、「中学校における学習」を併願することができる。

(3) 通学区域（以下「学区」という。）

県内全域とする。

3 受付期間

入学願書（様式第 9 号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和 8 年 2 月 17 日（火）から令和 8 年 2 月 19 日（木）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和 8 年 2 月 19 日（木）正午までに必着のこと。

また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

4 志願の手続等（付属資料 9 参照）

(1) 志願者による手続

ア 中学校卒業見込みの者

志願者は、次の書類等を、在学する中学校長（特別支援学校の校長を含む。以下同じ。）を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 入学願書（様式第 9 号）

② 受検票（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）

③ 入学検定料 950 円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

④ 実技検査等に関する事前調査票（高等学校が提出を求めている場合）

イ 中学校卒業者

志願者は、次の書類等を、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、高等学校を入学年度の 1 月 1 日以降に退学（第 2 学年以上の退学を含む。）した者は、退学した高等学校の校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 入学願書（様式第 9 号）

② 受検票（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）

③ 入学検定料 950 円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

④ 本人の写真 1 枚

上半身正面脱帽で、大きさは縦 3 cm、横 2.4 cm とし、令和 8 年 1 月 1 日以降に撮影したもの。裏面に氏名を記入する。

⑤ 実技検査等に関する事前調査票（高等学校が提出を求めている場合）

なお、令和 2 年 3 月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

ウ 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

上記イに準ずる。

エ 欠席等の状況について説明することを希望する者

上記ア、イ又はウの者において、欠席日数及び教育支援センター等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第 3 学年でおおむね 30 日以上又は 3 年間でおおむね 90 日以上のもので、欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書（様式第 4 号）を提出することができる。

自己申告書は志願者本人が記載し、厳封の上、中学校長等に提出する。

なお、その際、封筒の表に「自己申告書」と朱書するとともに、中学校名、志願者氏名を明記する。中学校長等は他の出願書類と共に志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長等による手続

ア 中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者（下記イ以外の者）の場合

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

① 調査書（様式第 1 号）

② 入学志願者通知書（様式第 2 号）

イ 高等学校在学者又は高等学校中途退学者の場合

高等学校在学者は、現に在学する高等学校を退学して出願しなければならない。

(ア) 高等学校を入学年度の 12 月 31 日以前に退学して出願する場合

出身中学校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

① 調査書（様式第 1 号）

② 入学志願者通知書（様式第 2 号）

(イ) 高等学校を入学年度の 1 月 1 日以降に退学（第 2 学年以上の退学を含む。）して出願する場合

当該志願者が退学した高等学校の校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

① 調査書（過年度に提出されたもの）の写し

② 高等学校等における学習と行動の記録（様式第 5 号）

③ 入学志願者通知書（様式第 2 号）

(3) 高等学校長による措置

入学願書（様式第 9 号）を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

なお、特定市及び県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の Web 出願に係る手続は、別に定める。

5 県外（海外を含む。）からの志願

(1) 志願資格

県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者のうち、志願できるのは次のアからウの場合に限る。

ア 県内就職等の場合

県内に勤務若しくは居住しているか又は近く県内に就職若しくは居住することが確実に見込まれる場合

イ 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に居住している場合 通学の便宜上、本県の最寄りの公立高等学校へ志願することが妥当である場合

ウ 学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合（付属資料 12 のとおり、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、志願資格の確認を求めること。）

(2) 添付書類等

県外からの志願に際し、上記 4 の (1) 及び (2) に示す書類等に、次の書類を添付する。

ア 県内就職等の場合

① 本人が県外の公立高等学校を併願しないことを証明する書面（以下「併願しないことの証明書」（様式第 6 号）という。）

② 本人が県内の公立高等学校を志願することが妥当であることを証明する書面（例えば、事業所の証明書（本人が、県内の事業所等へ就職する場合）、住民票（本人が既に県内に居住している場合）、建築確認通知書（自宅を県内に新築している場合）、中学校長による証明書（事業所の証明書、住民票又は建築確認通知書を提出できない場合（様式自由））等）

なお、その理由が妥当なものであるか否かは、志願先高等学校長が判断する。

イ 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に居住している場合 併願しないことの証明書（様式第 6 号）

ウ 学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合 併願しないことの証明書（様式第 6 号）

(3) 提出書類の特例

外国において、学校教育（日本人学校を除く。）における 9 年目の課程を、令和 8 年 3 月までに修了した者又は修了見込みの者が志願する場合は、上記 4 の (1) のイの規定に準ずることに加え、次のとおりとするほか、志願先高等学校に問い合わせその指示を受ける。

ア 上記 4 の (2) のアの①の調査書は、成績を証明する書類及び出席状況を記録した書類をもって代えることができる。

なお、これらの書類は、英文のものでもよい。

イ 上記 4 の (2) のアの②の入学志願者通知書は、提出する必要はない。

(4) 受付期間の特例

県外の高等学校に出願している者（既に受検した者は除く。）が、県内に勤務又は転住することが、令和 8 年 2 月下旬以降に決まり、一般選抜の受付期間に出願することができなかった場合は、次の期間に入学願書（様式第 9 号）等の受付を認める。

令和 8 年 2 月 26 日（木）から令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 2 時まで
（2 月 28 日（土）、3 月 1 日（日）を除く。）

なお、この場合の手続等については、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受ける。

なお、県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の Web 出願に係る手続は、別に定める。

第4 志願変更

一般選抜における受付期間に出願した者は、受付締切り後において、学校、課程、学科（科）及び併願した学科（科）の志望順位を1回に限り変更することができる（一般選抜と特別選抜の間の変更、本校と分校等の間の変更及び希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階の変更を含む。）。

1 志願変更の受付期間

志願変更願（様式第10号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和8年2月25日（水）から令和8年2月26日（木）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和8年2月26日（木）正午までに必着のこと。

また、その場合、事前に新志願先高等学校長と連絡をとること。

2 志願変更の手続等

(1) 同一高等学校内で志願変更をする場合（付属資料9の2参照）

ア 志願変更を希望する者（以下「志願変更者」という。）は、中学校長等を経由して志願先高等学校長に次の書類等を提出する。

- ① 志願変更願（様式第10号）
- ② 受検票（志願先高等学校長が交付したもの）
- ③ 受検票（新たに交付を受けるためのもの）
- ④ 入学検定料（下記3の(1)のイの(イ)の場合のみ）
- ⑤ 実技検査等に関する事前調査票（志願変更により必要となった場合）

イ 志願先高等学校長は、中学校長等を経由して志願変更者に次の書類を交付する。
受検票（新たに交付するもの）

(2) 異なる高等学校間で志願変更をする場合（付属資料9の3参照）

ア 志願変更者は、中学校長等を経由して旧志願先高等学校長に次の書類を提出する。

- ① 志願変更願（様式第10号）
- ② 受検票（旧志願先高等学校長が交付したもの）

イ 旧志願先高等学校長は、中学校長等を経由して志願変更者に次の書類を交付する。
他校への志願変更証明書（様式第10号）

ウ 中学校長等は、新志願先高等学校長に一括して次の書類等を提出する。

- ① 他校への志願変更証明書（旧志願先高等学校長が交付したもの）
- ② 入学願書（新たに作成したもの）
- ③ 受検票（新たに交付を受けるためのもの）
- ④ 入学検定料（下記3の(1)のイの(イ)又は(2)の場合のみ）
- ⑤ 調査書（様式第1号）（新たに作成したもの）
- ⑥ 入学志願者通知書（様式第2号）（志願変更者分のみ記載したもの）
- ⑦ 実技検査等に関する事前調査票（新志願先高等学校が提出を求めている場合）

エ 欠席等の状況について説明することを希望する者は、「第3志願方法の4の(1)のエ」に準じて、次の書類を提出する。

自己申告書（様式第4号）

オ 新志願先高等学校長は、中学校長等を経由して志願変更者に次の書類を交付する。
受検票（新たに交付するもの）

なお、特定市及び県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者のWeb出願に係る手続は、別に定める。

3 入学検定料

(1) 県立高等学校間の志願変更の場合

ア 同一の課程間

新たに入学検定料を納入する必要はない。

イ 異なる課程間

(ア) 全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、新たに入学検定料を納入する必要はない。

なお、入学検定料の差額は返さない。

(イ) 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学検定料の差額 1,250 円分の静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付して提出する。

(2) 設置者の異なる公立高等学校間（県立高等学校と市立高等学校との間）の志願変更の場合

ア 市立高等学校から県立高等学校へ志願変更する場合

新たに所定の入学検定料分の静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付して提出する。

イ 県立高等学校から市立高等学校へ志願変更する場合

当該市の定めるところによる。

なお、特定市及び県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の Web 出願に係る手続は、別に定める。

第 5 調査書

1 調査書の作成等

(1) 調査書の作成

調査書（様式第 1 号）は、中学校長が作成する。

(2) 県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の場合

提出する調査書（様式第 1 号）の様式については、原則として本県の様式により、中学校長が作成する。

(3) 調査書作成委員会

調査書（様式第 1 号）の作成に当たっては、中学校長は校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、記載内容の信頼性、客観性を高め、的確に記載しなければならない。

2 その他

(1) 高等学校長は、調査書その他中学校長が提出した書類の記載内容について、中学校長の説明を求めることができる。

(2) 調査書その他中学校長が提出した書類の重大事項について、記載が適切でなかったときは、合格発表後であっても再審査を行うことができる。

第6 学力検査、作文、面接及び学校独自選抜資料等

1 対象者等

志願者全員を対象に、面接を実施するとともに、国語、社会、数学、理科、英語（放送による問題を含む。）の5教科の学力検査及び作文の中から、各実施校が必要とする教科等を選択して用いるものとする（付属資料7参照）。

また、学校独自選抜資料の対象者は、学校独自選抜資料を用いる学校裁量枠の選抜段階を志願する者とする（全員を対象とする学校裁量枠の選抜段階において、学校独自選抜資料を用いる場合を含む（付属資料3参照）。）。

なお、健康診断については、「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

2 検査会場

志願先高等学校

3 実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）

日 程	時 間	実 施 内 容
8:30 ～	—	受 付
9:05 ～ 9:55	50 分	国語又は作文
10:10 ～ 11:00	50 分	数 学
11:15 ～ 12:05	50 分	英 語
12:55 ～ 13:45	50 分	社 会
14:00 ～ 14:50	50 分	理 科
学力検査等終了後	—	面 接 等

4 内容及び方法

(1) 学力検査

学力検査問題は、全日制の課程における学力検査問題と同一とする。

(2) 作文

作文は、主として、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等をみるもの又は校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関するものとする。

(3) 面接

「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の1」に準ずる。

(4) 学校独自選抜資料

「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の2」に準ずる。

第7 追検査

1 実施する選抜資料

学力検査、作文、面接及び募集定員のすべてを学校裁量枠で選抜する学校・学科（科）における学校独自選抜資料とする。

2 受検資格

病気その他のやむを得ない理由により、学力検査、作文、面接等を受けることができなかった者

3 受検手続

追検査の受検を希望する者は、令和8年3月5日（木）午後3時までに追検査受検願（様式第11号）を中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出し、その指示を受ける。

なお、特定市及び県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者のWeb出願に係る手続は、別に定める。

4 検査会場

志願先高等学校

5 実施期日

令和8年3月10日（火）

第8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、次の(1)から(2)までの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

(1) 学校裁量枠

調査書、学力検査（作文）、面接及び学校独自選抜資料の結果等を、各実施校が定めた選抜方法（付属資料3参照）により審査して、学校裁量枠における合格者を決定する。

なお、複数の選抜段階を設けた場合には、選抜段階の順（付属資料3参照）に、合格者を決定する。

(2) 共通枠

上記(1)による合格者を除いたすべての受検者を共通枠の選抜対象者として、調査書、学力検査（作文）及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第9 合格者の発表

1 発表期日

令和8年3月13日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

Ⅱ 再募集

一般選抜の結果、合格者数が別に公示する募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

第1 実施校・学科（科）及び募集定員

再募集を実施する学校・学科（科）及び募集定員は、令和8年3月13日（金）午後4時以降に発表する。

第2 志願方法

1 志願資格

志願者は、「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の1」に該当する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜に志願した場合

県内公立高等学校に合格しなかった者（病気、負傷等により、受検できなかった者を含む。）

- (2) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜のいずれにも志願しなかった場合

県内外の国公立高等学校のいずれにも合格者となっていない者

ただし、県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者は、「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の5の(1)のア及びイ」に該当する者に限る。

2 志願することができる学校・学科（科）及び学区

- (1) 学校・学科（科）

ア 志願者は、再募集を実施する学校・学科（科）のうち、1学校の1学科（科）についてのみ志願することができる。

イ 他の課程を併願することはできない。

- (2) 学区
県内全域とする。

3 受付期間

入学願書〔再募集用〕（様式第 14 号）等の受付期間は、次のとおりとする。
令和 8 年 3 月 17 日（火）から令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 2 時まで
郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 2 時までに必着のこと。また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

4 志願の手続等（付属資料 9 参照）

次の(1)～(2)以外については、一般選抜の志願の手続等に準ずる。

- (1) 志願者は、入学願書〔再募集用〕（様式第 14 号）を用いる。
(2) 中学校長等は、再募集志願資格証明書（様式第 15 号）を添付する。

なお、特定市及び県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の Web 出願に係る手続は、別に定める。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 5」に準ずる。
ただし、「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 5 の(1)のウ」を除く。

第 3 面接、作文及び小論文等

1 対象者等

志願者全員を対象に、面接を実施するとともに、作文又は小論文のうち一方を実施校が選択して用いる（付属資料 7 参照）。

なお、健康診断については、「全日制の課程のⅠ一般選抜の第 7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断の 3」に準ずる。

2 実施会場

志願先高等学校

3 実施期日及び日程

令和 8 年 3 月 23 日（月）

日 程	時 間	実 施 内 容
8:30 ～	—	受 付
9:00 ～ 9:50	50 分	作文又は小論文
作文又は小論文終了後	—	面 接

4 内容及び方法

(1) 面接

「全日制の課程のⅢ再募集の第3面接、作文及び小論文等の4の(1)」に準ずる。

(2) 作文

作文問題は、全日制の課程における作文問題と同一とする。

(3) 小論文

小論文問題は、全日制の課程における小論文問題と同一とする。

第4 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、面接及び作文（小論文）の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第5 合格者の発表

1 発表期日

令和8年3月25日（水）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

第6 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ一般選抜」の各項の規定による。

Ⅲ その他

第 1 障害等のある志願者に対する配慮

一般選抜を受検する際、障害等のあることで、特別の配慮を希望する志願者は、「受検上の配慮願」（様式第 17 号）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出する。提出に当たっては、中学校長等が配慮の必要性を判断し、配慮内容の妥当性について記載した資料（診断書等及び中学校等での学習・生活の様子等についての説明書（様式自由））を添付する。

一般選抜においては令和 8 年 2 月 12 日（木）までに提出する。ただし、提出期限以降に生じた病気、負傷等により配慮が必要となった場合には、速やかに志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出て、指示を受ける。

なお、実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、令和 8 年 2 月 20 日（金）までに、中学校長等を経由して「受検上の配慮通知」（様式第 18 号）により通知する。

再募集において特別の配慮を希望する場合は、志願することが決まり次第速やかに、志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出る。その実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、中学校長等を経由して通知する。

第 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置については、「気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置について」（付属資料 10 参照）による。

なお、受検者等の安全確保については万全を期すこと。

第 3 一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い

一家転住等による志願変更・入学変更については、【別記】「一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い」による。

なお、この「一家転住等による志願変更」は、「Ⅰ一般選抜の第 4 志願変更」とは受付期間及び手続等が異なるので注意すること。

第 4 他の都道府県へ転居する場合の手続

「全日制の課程のⅣその他の第 5 他の都道府県へ転居する場合の手続」に準ずる。

第 5 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

学力検査の結果、面接の結果等について、期間を定め、受検者本人からの請求に応じて、これを提供する（付属資料 11 参照）。

第6 その他

その他、必要な事項については、追って示す。

第7 照会先

本実施要領に関連する事項について、不明の点があった場合は、次に掲げる各課等（班）に照会すること。

1 県内の公立中学校の場合

- (1) 県内東部の公立中学校
静東教育事務所地域支援課
（郵便番号 410-0055 沼津市高島本町 1－3 電話番号 055-920-2245）
- (2) 県内中部及び西部（静岡市及び浜松市を除く。）の公立中学校
静西教育事務所地域支援課
（郵便番号 436-0224 掛川市富部 456 電話番号 0537-29-5533）
- (3) 静岡市内の公立中学校
静岡市教育委員会学校教育課
（郵便番号 424-8701 静岡市清水区旭町 6－8 電話番号 054-354-2521）
- (4) 浜松市内の公立中学校
浜松市教育センター
（郵便番号 433-8104 浜松市中央区東三方町 143-4 電話番号 053-439-3140）

2 県内の国・県・私立中学校及び県外（海外を含む。）の中学校等の場合

静岡県教育委員会高校教育課指導第1班
（郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町 9－6 電話番号 054-221-3114）